

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 調剤報酬全点数解説（2020年度改定版）

### 「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料」

（麻薬管理指導加算、乳幼児指導加算含む）

作成：日医工株式会社（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広  
 監修：日医工株式会社（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

凡例

告示・通知

疑義解釈

#### 主な訂正内容

- ・P3\_水色吹き出しBOX内、記録媒体を記載
- ・P5\_㊦のBOX内、薬剤師のイラスト追加
- ・P6\_薬剤服用歴への記載内容に使用されているイラストに資料名を記載
- ・ページ全体で統一性を持たせるために一部色調を変更しております。

資料No.20201029-1086-1

本資料は、2020年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

# 日医工がお届けする **Stu-GE** では、 調剤報酬の全点数 について詳細な解説資料をご用意しております



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/information/598>

Stu-GE 調剤報酬全点数



調剤報酬点数表からご確認頂けます

調剤報酬点数 資料掲載確認表 (2021年5月14日時点)

日医IMPS

分類	点数名	要件	点数	資料名	Stu-GE	ヤクメド 動画記事	ヤクメド 採録記事	
薬学管理科	薬剤服用歴管理指導料	処方箋受付1回につき		「薬剤服用歴管理指導料(1~3、特例)」	1067	<a href="https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/868">https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/868</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/44">https://yakumed.jp/articles/44</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/54">https://yakumed.jp/articles/54</a>
	① 3カ月以内に再来局 (かつ手帳による情報提供)		43点					
	② ①、③、④以外		57点					
	③ 特別養護老人ホーム入所者		43点					
	薬剤服用歴管理指導料 (特例)	3カ月以内の再来局患者のうち手帳の活用実績が50%以下、各加算は算定不可	13点					
	④ 情報通信機器を使用	月1回まで、各加算は算定不可	43点	「薬剤服用歴管理指導料(4)」	1069	<a href="https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/873">https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/873</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/57">https://yakumed.jp/articles/57</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/67">https://yakumed.jp/articles/67</a>
	麻薬管理指導加算		22点	「麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作用等防止加算、乳幼児服薬指導加算」	1074	<a href="https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/884">https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/884</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/55">https://yakumed.jp/articles/55</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/60">https://yakumed.jp/articles/60</a>
	重複投薬・相互作用等防止加算	残薬調整以外、残薬調整	40点、30点					
	乳幼児服薬指導加算	6歳未満の乳幼児	12点					
	特定薬剤管理指導加算 1	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	10点	「特定薬剤管理指導加算1,2」	1072	<a href="https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/877">https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/877</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/51">https://yakumed.jp/articles/51</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/59">https://yakumed.jp/articles/59</a>
特定薬剤管理指導加算 2	抗悪性腫瘍剤の注射 かつ 悪性腫瘍の治療に係る薬剤、月1回まで	100点						

# 15の2 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

## 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（1と2合わせて月4回まで）

対象患者	条件	内容	対象疾患	点数
在宅で療養を行っている患者	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅患者の急変時</li> <li>在宅担当保険医からの求め</li> </ul>	緊急に患家を訪問し必要な薬学的管理及び指導	1 計画的な訪問薬剤管理指導の対象疾患	500点
			2 計画的な訪問薬剤管理指導の <b>対象外</b> の疾患	200点

### 麻薬管理指導加算

対象患者	確認内容	指導内容	処方医への情報提供内容	点数
麻薬の投薬が行われている患者	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻薬の服薬状況</li> <li>残薬の状況</li> <li>保管状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>残薬の適切な取扱い方法</li> <li>保管取扱い上の注意等</li> </ul>	鎮痛等の効果や副作用の有無の確認を行い、必要な情報	100点 (1回につき)

加算

### 乳幼児加算

対象患者	条件	点数
6歳未満の乳幼児	直接患者又は家族等に対して薬学的管理及び指導を行った場合	100点 (1回につき)

### 【その他の主な要件】

### 麻薬管理指導加算 事項

在宅協力薬局も対応可



特別な記録事項

- ・緊急訪問日
- ・訪問薬剤師名
- ・緊急要請日
- ・訪問時に指導した内容等

対応可能エリアは16km以内



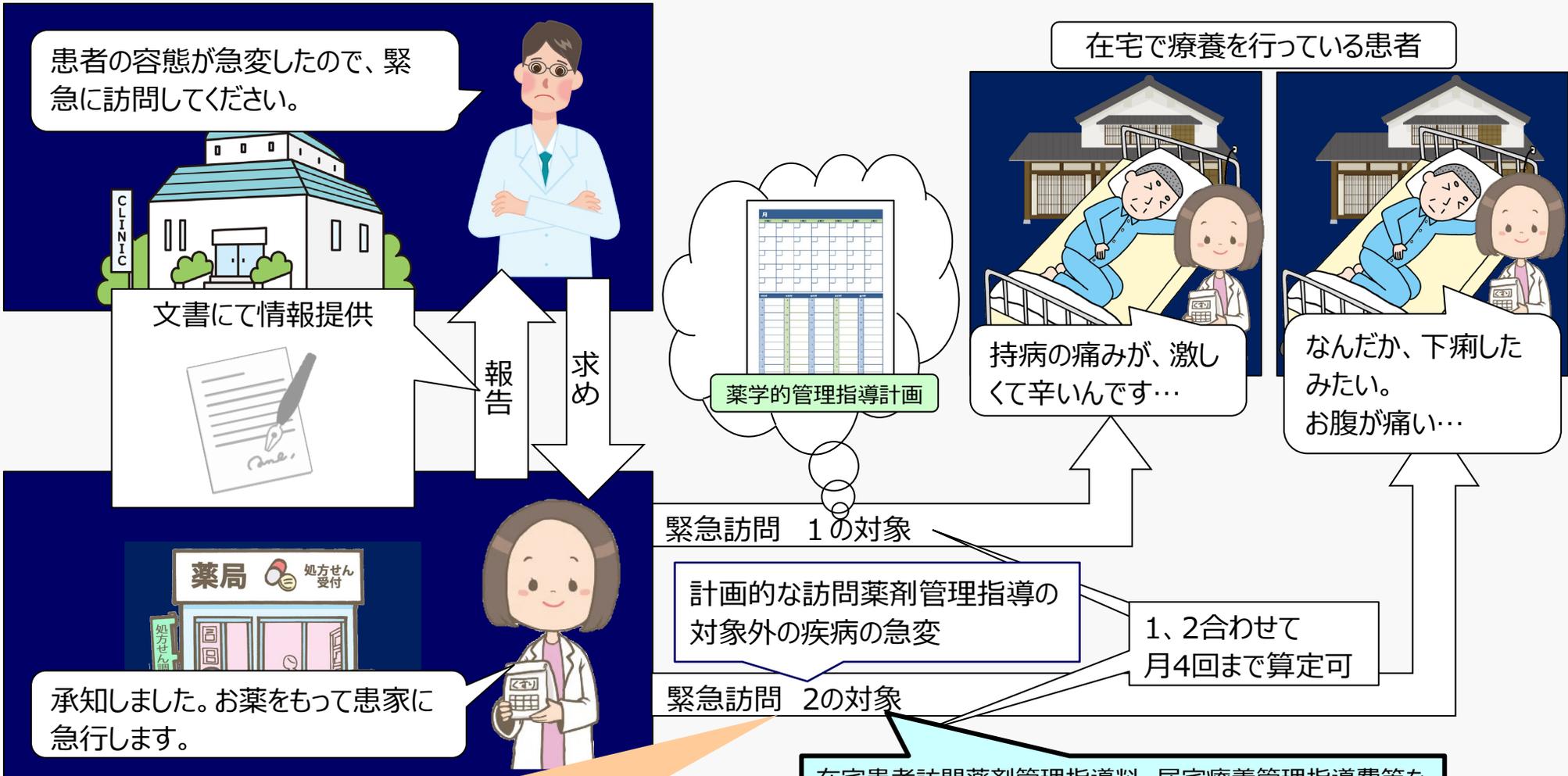
交通費は実費



麻薬管理指導を実施した際の記録事項

- ・麻薬に係る薬学的管理指導内容
- ・患者、家族への指導要点
- ・保険医に提供した訪問結果内容
- ・**返納された麻薬廃棄に関する事項**

【算定要件】



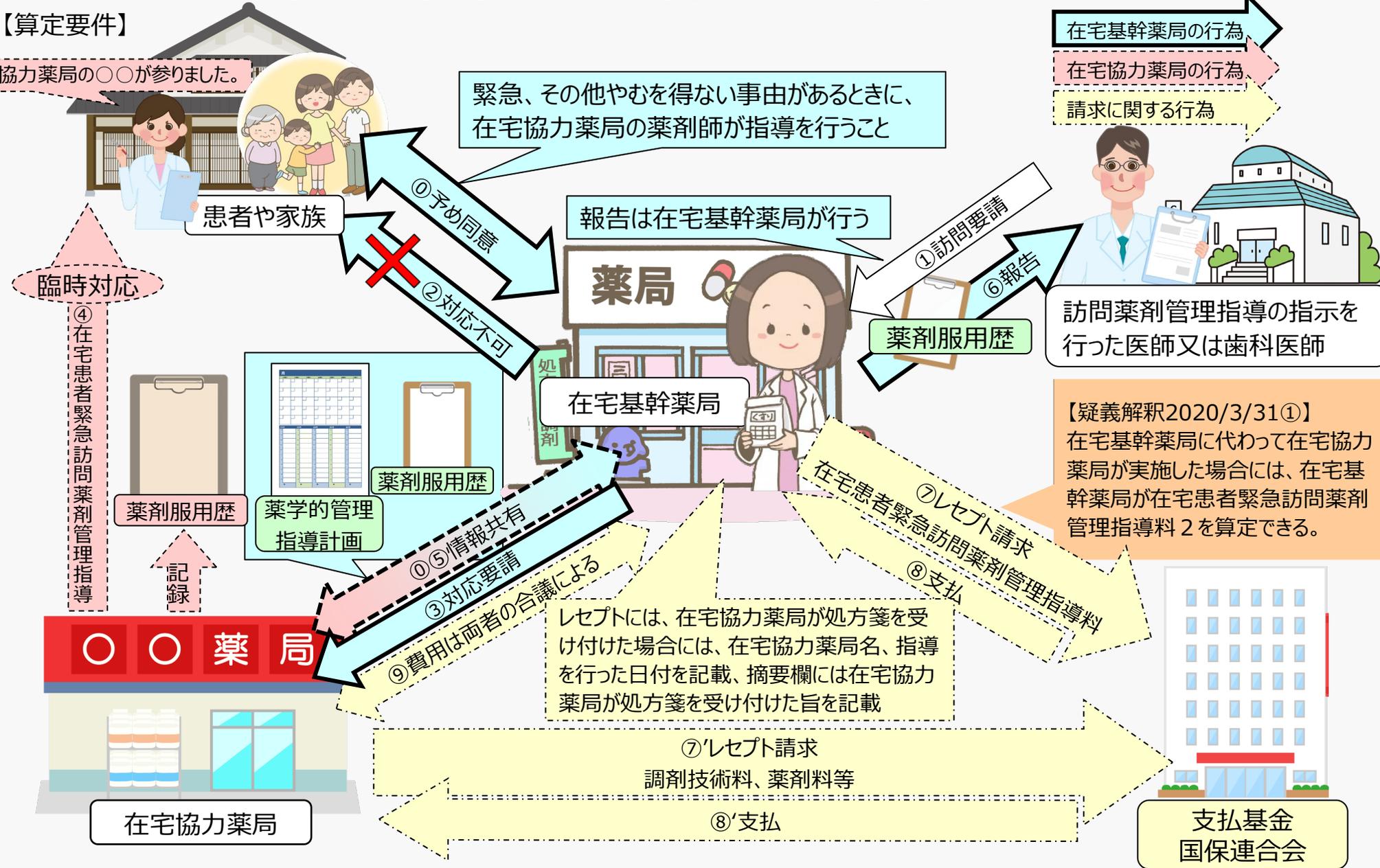
**疑義解釈【2020/3/31①】**  
 当該患者に在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定していない保険薬局は、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2は算定できない。

在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導費等を算定していない月に、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2を算定する場合、直近の在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導費等を算定した年月日を調剤報酬明細書に記載する。

# 在宅基幹薬局と在宅協力薬局の関係について

【算定要件】

協力薬局の〇〇が参りました。

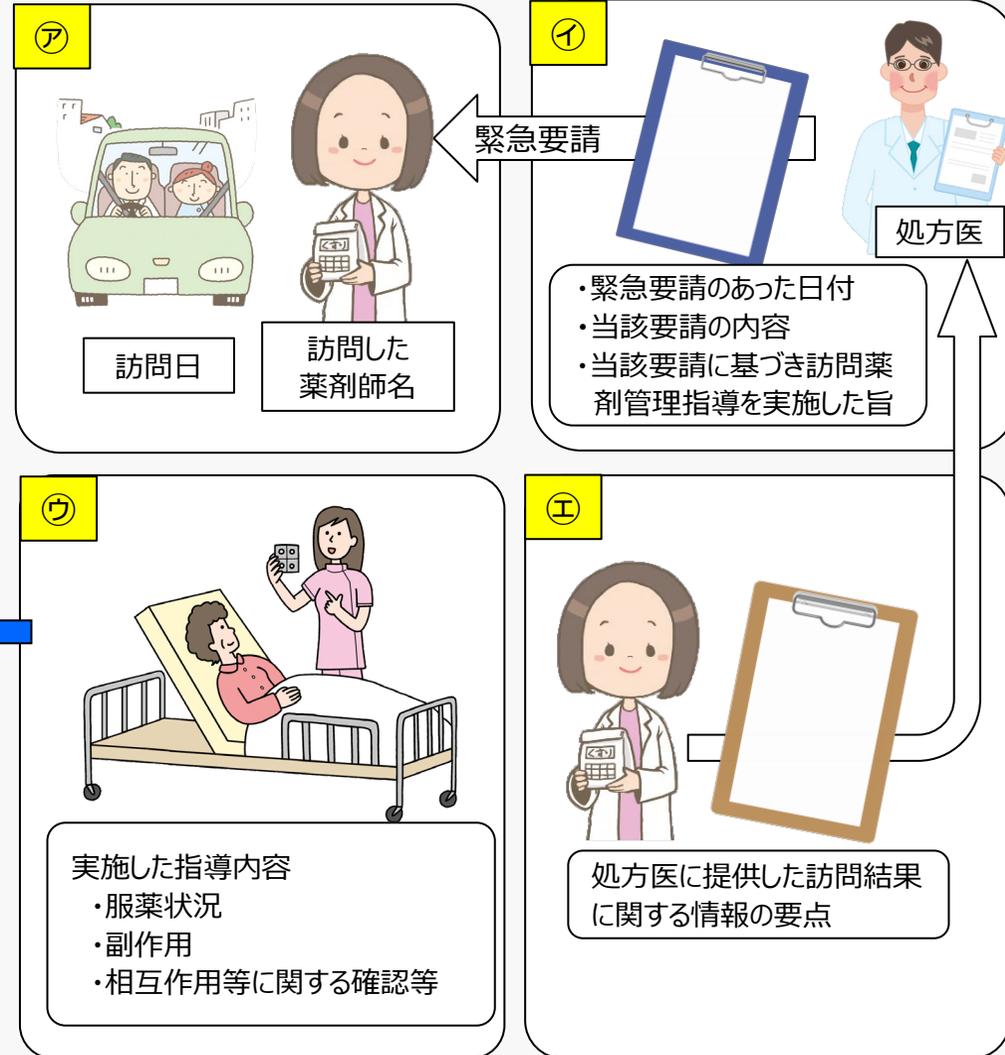
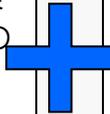


本資料は、2020年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

【算定要件】

薬剤服用歴管理指導料の記録内容

- ア 患者の基礎情報  
(氏名、生年月日、性別、被保険者証の記号番号、住所、必要に応じて緊急連絡先)
- イ 処方及び調剤内容等  
(処方した保険医療機関名、処方医氏名、処方日、調剤日、調剤した薬剤、処方内容に関する照会の要点等)
- ウ 患者の体質 (アレルギー歴、副作用歴等を含む)、薬学的管理に必要な患者の生活像及び後発医薬品の使用に関する患者の意向
- エ 疾患に関する情報  
(既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するものを含む。)
- オ 併用薬 (要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。)等の状況及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
- カ 服薬状況  
(残薬の状況を含む。)
- キ 患者の服薬中の体調の変化 (副作用が疑われる症状など) 及び患者又はその家族等からの相談事項の要点
- ク 服薬指導の要点
- ケ 手帳活用の有無  
(手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無)
- コ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
- サ 指導した保険薬剤師の氏名



# 15の2注2 麻薬管理指導加算

【算定要件】

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料が算定されていない場合は算定不可



家族への指導の要点（麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法を含めた保管管理の指導）

保険医に対して提供した訪問結果に関する情報

- ・麻薬の服薬状況
- ・疼痛緩和・副作用等の状況
- ・服薬指導の要点等

返納された麻薬の廃棄に関する事項（都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを添付することで可）



### 薬剤服用歴

- ・麻薬の保管管理状況
- ・服薬状況
- ・残薬状況
- ・麻薬注射剤等の併用薬剤
- ・疼痛緩和等の状況
- ・麻薬の継続又増量投与による副作用の有無

在宅患者訪問薬剤管理指導料に求められている記録内容

# 15の2注3 乳幼児加算

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料が算定されていない場合は算定不可

資料No.1076  
「在宅患者訪問薬剤管理指導料」（加算除く）より抜粋

確認内容

- ・体重
- ・適切な剤形
- ・その他必要な事項



- ・適切な服用方法
- ・誤飲防止等の必要な服薬指導



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける、テーマ別情報一覧

- ・ 診療報酬改定関連の速報情報
- ・ 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- ・ 調剤報酬全点数情報
- ・ 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- ・ DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧  
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- ・ その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無 料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を！！

会員特典 1

資料の先行公開

会員特典 2

更新情報をメールでお知らせ



スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>